



## JSG ニュースレター

<Tax>

### 最新の改正会社法に係る Q&A

### —オンラインによる株主総会の開催—

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

2021年12月31日付で会社法が改正施行され、台湾經濟部は、今般会社法で改正された第172条の2および第356条の8の適用に係る疑問点について、企業にとってのガイドラインとなるよう、2022年4月26日付でQ&Aを発表しました。当該Q&Aのうち、オンラインによる株主総会の開催に係るポイントは、以下のとおりです。

なお、詳細については以下のページをご参照ください。

[全国商工行政サービスポータル-会社法改正（全国商工行政サービス入口網公司法修法專區）](#)

	質問	回答概要
—	1. 会社法第172条の2第一項および第二項に「株主総会は、オンラインにより開催することができる」とありますが、当該オンライン開催は、どのような形態を指しますか？ いわゆるバーチャルオンリー株主総会（物理的な空間で開催せず、オンライン開催のみ）、およびハイブリッド型バーチャル株主総会（物理的な	1. 非公開会社がオンラインにより開催する株主総会の形態について、会社法上、明文規定はなく、バーチャルオンリー株主総会およびハイブリッド型バーチャル株主総会のいずれも含まれます。 公開会社については、証券主管機関が定める別途規定に従うものとします。

	<p>空間で開催し、オンライン開催を補助として用いる) のどちらも含まれますか？</p>	
	<p>2. 会社がオンライン開催による株主総会を開催する要件は何ですか？ 誰が決定しますか？</p>	<p>2. 会社法第 172 条の 2 第一項前段に「定款に、株主総会の開催にあたり、オンライン開催またはその他の中央主管機関が公告する方法で行うことを定めることができる。」と規定されています。</p> <p>よって、会社は、株主総会の特別決議により定款を変更することで、オンラインでの株主総会を開催することができます。株主総会のオンライン会議の形態の決定は、招集権者（例えば董事会）に委ねられますが、定款により、当該形態を限定することも可能です。</p> <p>公開会社については、証券主管機関が定める別途規定に従うものとします。</p>
<p>二</p>	<p>会社が「ハイブリッド型バーチャル株主総会」を開催する場合、開催場所（物理的空間）が必要となりますが、その開催場所は、国内に限られますか？ 開催場所について、株主総会議事録には、どのように記載しますか？</p>	<p>ハイブリッド型バーチャル株主総会とは、物理的な場所で株主総会を開催し、追加的にオンライン会議を用いる形態を指します。物理的な場所での株主総会の開催地点が国内に限定されるか否かについて、会社法上、明文規定はありません。よって、ハイブリッド型バーチャル株主総会における物理的な開催場所は、国内に限定されません。議事録への記載については、物理的な開催場所を明記するほか、オンライン会議へのリンク先および本人確認の方法を明記する必要があります。</p> <p>公開会社については、証券主管機関が定める別途規定に従うものとします。</p>
<p>三</p>	<p>オンライン方式による株主総会を開催する場合、会社は、どのように株主の本人確認を実施しますか？ その認証方法に制限はありますか？</p>	<p>非公開会社がオンライン方式による株主総会を開催する場合の株主の本人確認方法について、会社法上、明文規定はありません。株主の同一性が確認できるのであれば、その方法は問われません。また、技術的中立性の原則に基づき、その技術発展のために、会社が採用するいかなる認証方法にも制限は設けないものとします。招集通知に株主の本人確認方法を明記するなど、会社</p>

		<p>は、それぞれの方法により株主の本人確認を行うことができます（例えば、オンライン会議にログインする ID とパスワードを記載する、または前述の情報に加えて保有株式の番号を入力するなど）。</p> <p>公開会社については、証券主管機関が定める別途規定に従うものとします。</p>
<p>四</p>	<p>オンラインによる株主総会を実施する場合、会社は、どのように投票を行いますか？</p> <p>投票方法に制限はありますか？</p>	<p>非公開会社のオンライン会議方式による株主総会における投票方法について、会社法上、明文規定はありません。議決権、選任権、質問権、異議申立権等、株主による各種株主権の行使に影響がなく、ならびに、投票資格、適切な通信の確保、公平性のある集計、出席株主との情報伝達の双方向性および即時性が確認できれば問題ありません。また、技術的中立性の原則に基づき、投票方法に制限は設けず、オンライン方式による株主総会の実施およびその技術の発展に資するものとします。ただし、オンライン方式による投票について、接続が安定していること、および株主の権利行使に影響しないことが前提です。</p> <p>公開会社については、証券主管機関が定める別途規定に従うものとします。</p>
<p>五</p>	<p>オンライン会議方式による株主総会に出席する株主は、緊急動議または修正動議を提出することができますか？</p>	<p>会社法上、制限はされておらず、非公開会社のオンライン方式による株主総会に出席する株主は、緊急動議または修正動議を提出することができます（緊急動議の項目は会社法第 172 条第五項の規定に制限されます）。</p> <p>公開会社については、証券主管機関が定める別途規定に従うものとします。</p>
<p>六</p>	<p>オンライン会議方式による株主総会を実施する非公開会社の定款について、注意すべき事項はありますか？</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 非公開会社は、「定款に明記」して初めて、オンライン会議方式による株主総会を開くことができます。</li> <li>2. 会社は、それぞれの必要性に応じて、株主総会に用いるオンライン開催の形態、執行および作業手続、通信中断時の対応および措置など、株主の権益に関わる重要な事項について、定款に定めることができます（定款の変更は、発行済株式総数の 3 分の 2 以上の株主が出席</li> </ol>

		<p>し、出席株主の議決権の過半数の同意が必要です)。</p> <p>3. 公開会社については、証券主管機関が定める別途規定に従うものとします。</p>
七	<p>オンライン会議方式による株主総会において、通信が中断され、株主が会議に参加できなくなった場合、株主総会を延期または続行することができますか？</p> <p>招集通知に、通信が中断した場合の延期または続行する会議の日時を明記すれば、会社法第 182 条の規定手続を経ずに、5 日以内に当該会議を開催することは可能ですか？</p>	<p>1. 会社法第 182 条の規定手続を実施できない状況を回避するため、オンライン会議方式による株主総会で通信が中断した場合の措置、株主総会の続行または延期等の事項について、定款または議事規則にあらかじめ規定しておくことが望ましいです。すでに規定している場合、招集通知に、通信が中断した場合の延期または続行する会議の日時をあらかじめ明記しておけば、会社法第 182 条に規定する株主総会決議の手続を経る必要はありません。</p> <p>2. ただし、会社が定款または議事規則において関連事項を規定しておらず、かつ、会社法第 182 条の規定による決議も行えない場合、改めて株主総会の招集手続を行い、会社法第 172 条の規定により処理する必要があります。</p> <p>3. 公開会社については、証券主管機関の定める別途規定に従うものとします。</p>
八	<p>ハイブリッド型バーチャル株主総会において、通信が中断した場合、延期または続行とせずに、株主総会を継続することは可能ですか？</p> <p>また、その場合の効力はどうなりますか？</p> <p>前提条件（改めて、開会または決議の定足数を満たしているか確認する等）が必要となりますか？</p>	<p>1. 会社がハイブリッド型バーチャル株主総会を開催し、通信の中断によりオンライン会議方式で出席している株主が会議への参加ができなくなった場合、オンラインで出席している株主の議決権数を差し引いた、出席株主の議決権数が、株主総会決議の法定定足数に達していれば、議事進行を続けることができ、会議を延期または続行する必要はありません。</p> <p>2. 公開会社については、証券主管機関が定める別途規定に従うものとします。</p>
九	<p>オンライン会議方式による株主総会で通信が中断し、会議を継続できなくなっ</p>	<p>1. 通信中断のため、決議のやり直しが必要か否かについて、会社法上、明文規定はありません。オンライン会議</p>

	<p>た場合、すでに議決した議案をもう一度議決する必要がありますか？</p> <p>通信の中断時点は、投票完了後か、集計後か、決議結果を対外的に公表した後かなど、いつにすべきでしょうか？</p>	<p>方式による株主総会で通信が中断した場合の措置については、事後の争議を回避するため、定款または議事規則に明記することが望ましいです。</p> <p>2. 定款または議事規則に明記していない場合、決議の手続が完了したか否か（議長により対外的に決議結果が公表された時点を基準とする）で判断することが望ましいです。完了している場合は、討論および決議をやり直す必要はありません。</p> <p>3. 公開会社については、証券主管機関が定める別途規定に従うものとします。</p>
<p>十</p>	<p>オンライン会議方式による株主総会の議案がすべて決議された後、緊急動議の実施前、または閉会宣言前に、通信が中断し、会議の継続ができなくなった場合、当該株主総会はすでに終了したと認められ、続行開催の必要はありませんか？</p>	<p>1. オンライン会議方式による株主総会で通信が中断した場合の措置については、定款または議事規則において、関連決議の手続完了後の閉会規定について明記することが望ましいです。例えば、すべての議案の決議完了後、緊急動議の実施前、または閉会宣言前に通信が中断し、株主総会の継続ができなくなった場合、当該株主総会は終了したと認める、または授權された議長が終了を判断するなど明記し、事後の争議を回避することが望ましいです。</p> <p>2. 公開会社については、証券主管機関が定める別途規定に従うものとします。</p>
<p>十一</p>	<p>公開会社が特に注意すべき事項はありますか？</p>	<p>証券主管機関が別途定める規定に従ってください。</p> <p>例：公開会社株式事務準則（中国語：公開發行股票公司股務處理準則）、公開会社の株主総会議事録への記載事項および遵守事項に係る弁法（中国語：公開發行公司股東會議事手冊應行記載及遵行事項辦法）、「〇〇株式会社株主総会議事規則」参考例（中国語：「〇〇股份有限公司股東會議事規則」参考範例）など</p>



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)



Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行います。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュートマツ リミテッド（“DTTL”）ならびに各メンバーファームおよびそのグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”）は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供することはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。

本資料の正確性または網羅性について、明示的、暗示的に関わらず、いかなる表明、保証または承諾も行っておりません。DTTL、DTTL の各メンバーファーム、関係法人、従業員または代理人は、本資料の利用者が本資料に依拠することにより、直接的または間接的に生じた損失または損害について一切責任を負わないものとします。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は法的に独立した組織体です。

©2022 勤業眾信版權所有 保留一切權利





## 日商組新聞稿

### <Tax>

## 新修正公司法問答集 - 股東會視訊會議

最新公司法修正已於 110 年 12 月 31 日施行，經濟部就本次公司法修正第 172 條之 2 及第 356 條之 8 適用疑義，於 111 年 4 月 26 日發布相關問答集，指引並利企業遵循辦理。謹彙整前揭問答集有關股東會視訊會議議題之重點摘要，提供同仁參考，詳細資訊亦可至[全國商工行政服務入口網公司法修法專區](#)查詢。

項次	問題	擬答摘要
一	1. 公司法第 172 條之 2 第 1 項及第 2 項所稱股東會開會得以視訊會議方式為之，該視訊會議之類型為何？是否包含視訊股東會（不召開實體股東會，僅以視訊方式召開）及視訊輔助股東會（召開實體股東會並以視訊輔助）？	1. 公司法並未限定非公開發行公司召開股東會視訊會議之類型，視訊股東會及視訊輔助股東會兩者皆可；公開發行公司部分，證券主管機關所定子法另有規定，從其規定。
	2. 公司召開股東會視訊會議之要件為何？由何人決定？	2. 依公司法第 172 條之 2 第 1 項前段規定：「公司章程得訂明股東會開會時，以視訊

		<p>會議或其他經中央主管機關公告之方式為之。」是以，公司透過股東會特別決議修正章程，得以採行視訊方式召開股東會，即已授權由召集權人(例如董事會)決定採行股東會視訊會議之類型，惟亦得以章程限定採行股東會視訊會議之類型。公開發行公司部分，證券主管機關所定子法另有規定，從其規定。</p>
<p>二</p>	<p>公司召開「視訊輔助股東會」時，須有會議場所(地點)，關於其實體股東會開會地點是否限於國內？股東會議事錄之場所如何記載？</p>	<p>視訊輔助股東會係指召開實體股東會並以視訊輔助之類型，其實體股東會之開會地點是否限於國內，公司法並無限制規定，是以，視訊輔助股東會之實體會議開會地點亦不限於國內。議事錄之場所除應載明實體股東會開會地點外，並應載明視訊會議所使用之連結及識別方式。公開發行公司部分，證券主管機關另有規定，從其規定。</p>
<p>三</p>	<p>召開股東會視訊會議之公司，如何驗證股東身分？有無方式限制？</p>	<p>非公開發行公司股東會視訊會議如何驗證股東身分，公司法並無限制其方式，倘足以識別股東身分同一性者，均無不可。又基於技術中立原則，對於採行何種驗證方式，並無限制其方式，以利其技術發展。公司可依個別方式驗證股東身分，如以寄發召集通知即載明驗證股東身分之方式(例如使股東取得登入視訊會議之帳號密碼，或併輸入持有股票之編號等)。公開發行公司部分，證券主管機關所定子法另有規定，從其規定。</p>
<p>四</p>	<p>召開股東會視訊會議之公司，如何進行投票？有無方式限制？</p>	<p>於非公開發行公司股東會視訊會議如何進行投票，公司法並無限制其方式。倘無礙股東各項股東</p>



		<p>權行使，如表決權、選舉權、詢問權、異議權等，並能 確認投票資格、確保視訊通訊正常、不影響公平計票、可即時反映各參與股東之意見即可。又基於技術中立原則，並沒有限制其方式，以利股東會視訊 會議採行及其技術發展，惟仍須符合視訊投票連線穩定以及股東權利行使不受影響為前提。公開發行公司部分，證券主管機關所定子法另有規定，從其規定。</p>
五	<p>參與股東會視訊會議之股東可否提出臨時動議或原議案修正案？</p>	<p>公司法並無限制，因此參與非公開發行公司股東會視訊會議之股東仍可提出臨時動議(臨時動議之事項仍應受公司法第 172 條第 5 項限制)或原議案修正案。公開發行公司部分，證券主管機關所定子法另有規定，從其規定。</p>
六	<p>採行股東會視訊會議之非公開發行公司，其章程有無須注意事項？</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 非公開發行公司須「章程訂明」始得以視訊會議召開股東會。</li> <li>2. 又公司可衡量自身需要，對於股東會視訊會議召開類型、執行及作業程序或斷訊因應與處置方式等涉及股東權益重要事項訂於公司章程(變更 章程，應有代表已發行股份總數三分之二以上之股東出席，以出席股東表決權過半數之同意行之)。</li> <li>3. 公開發行公司部分，證券主管機關所定子法另有規定，從其規定。</li> </ol>
七	<p>股東會視訊會議，遇有斷訊致股東無法繼續參與，其股東會可否延期或續行？可否免經公司法第 182 條規定程序，先於召集通知載明斷訊時延期或續</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 為避免無法進行公司法第 182 條規定之程序，關於股東會視訊會議之斷訊處置、股東會續行或延期等事項，宜於公司章程或議事規則予以訂明。若已明定，則得先</li> </ol>

	<p>行開會之日期及時間，並於 5 日內逕行延期或續行開會？</p>	<p>於召集通知載明斷訊時，另行延期或續行開會之時間，而毋庸另踐行公司法第 182 條規定須經股東會決議之程序。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 惟若公司未於章程或議事規則訂定有關事項，且無法依公司法第 182 條規定為決議者，則應另重新召集股東會議，並依公司法第 172 條規定辦理。</li> <li>3. 公開發行公司部分，證券主管機關所定子法另有規定，從其規定。</li> </ol>
<p>八</p>	<p>如召開視訊輔助股東會，遇斷訊時能否繼續開會完成而不延期或續行，其效力如何？是否應有前提條件（如重新清點定足數額達開會或議案決議門檻）？</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公司召開視訊輔助股東會，因斷訊導致視訊股東無法參與時，如扣除以視訊方式出席股東會之出席股數後，出席股份總數仍達股東會決議之法定定額者，股東會仍得繼續進行，無須延期或續行集會。</li> <li>2. 公開發行公司部分，證券主管機關所定子法另有規定，從其規定。</li> </ol>
<p>九</p>	<p>股東會視訊會議發生斷訊致無法繼續開會時，股東已表決之議案是否應重行表決？究應以何時點為斷(已完成投票、已完成計票或對外宣布表決結果)？</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 斷訊後是否應重行表決，公司法並未規定，股東會視訊會議發生斷訊之處置，宜於公司章程或議事規則訂明，以免事後爭議。</li> <li>2. 若公司章程或議事規則未訂明，宜以決議程序是否完整為斷(以主席對外宣布表決結果為依據)，如完整即無須重行討論及決議。</li> <li>3. 公開發行公司部分，證券主管機關所定子法另有規定，從其規定。</li> </ol>
<p>十</p>	<p>如股東會視訊會議之議案均已完成決議後，於尚未進行臨時</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 股東會視訊會議發生斷訊之處置，宜於公司章程或議事</li> </ol>

	<p>動議或宣布散會前，發生斷訊致無法繼續開會時，該次股東會是否可認定已完成，無須續行召開？</p>	<p>規則訂明，於相關決議程序完成後如何散會之規定。例如：議案均已完成決議後，尚未進行臨時動議或宣布散會前，發生斷訊致無法繼續開會時，可認為該次股東會已完成或授權主席認定會議是否結束等，以免事後爭議。</p> <p>2. 公開發行公司部分，證券主管機關所定子法另有規定，從其規定</p>
<p>十一</p>	<p>公開發行公司有無特別須注意事項？</p>	<p>請依證券主管機關所定子法辦理(如公開發行股票公司股務處理準則、公開發行公司股東會議事手冊應行記載及遵行事項辦法與「○○股份有限公司股東會議事規則」參考範例等)</p>



Get in touch

日商組新聞稿之歷史消息 [請點這](#)

日商組官方網站 [請點這](#)



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited ( 簡稱 “DTTL” )，以及其一家或多家全球會員所網絡及其相關實體 ( 統稱為 “Deloitte 組織” )。DTTL ( 也稱為 “Deloitte 全球” ) 每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，彼此之間不對第三方承擔義務或約束。DTTL 每一個會員所及其相關實體僅對其自身的作為和疏失負責，而不對其他的作為承擔責任。DTTL 並不向客戶提供服務。更多相關資訊，請參閱 [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte Touche Tohmatsu Limited ( 簡稱 “DTTL” )、其會員所或其相關實體的全球網絡 ( 統稱為 “Deloitte 組織” ) 均不透過本出版物提供專業建議或服務。在做出任何決定或採取任何可能影響企業財務或企業本身的行動之前，請先諮詢合格的專業顧問。

對於本出版物中資料之準確性或完整性，不作任何陳述、保證或承諾 ( 明示或暗示 )，DTTL、其會員所、相關實體、僱員或代理人均不對與依賴本出版物的任何人直接或間接引起的任何損失或損害負責。DTTL 及其每個成員公司及其相關實體在法律上是獨立的實體。